

学校法人柴田学園と大周弘前倉庫株式会社との

## 連携協力に関する協定書

学校法人柴田学園（以下「甲」という。）と大周弘前倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携協力する。

- (1) 地域産業の振興に関すること
  - (2) 食育・健康に関すること
  - (3) 人材育成に関すること
  - (4) 地域創生に関すること
  - (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策は、必要に応じ別途定める。

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知りえた情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方に承諾を得た場合は、この限りでない。

第4条 本協定は、本協定書締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の一月前までにいずれからも申し出がない場合は、本協定は一年間自動的に更新され、その後も同様とする。

- 2 協定期間中にいずれかにより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意の成立したときに終了する。

第5条 この協定の定めのない事項については、これを定める必要があるときは、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月17日

甲 青森県弘前市上瓦ケ町25  
学校法人 柴田学園理事長

加藤 陽治



乙 青森県弘前市豊田三丁目5-1  
大周弘前倉庫株式会社代表取締役社長

大木 達也

